



大阪ガスエリア特別割引 (特約料金表)

令和7年1月15日実施

1 適 用

この特約料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪ガス株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）および、その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域における一般の需要に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、大阪ガス特別割引（特約料金表）といたします。

3 適用条件

- (1) 当社が別に定める大阪ガスエリアプランの主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）によりガスの供給を受けるお客さまに、適用いたします。
- (2) 当社がこの料金表の適用条件等を変更する場合は、1ヶ月以上前に、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

4 料 金

各月の料金は、主契約料金表によって算定された金額から、(1)によって算定された特別割引額を差し引いたものといたします。

- (1) 特別割引額

$$\text{特別割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 2\text{パーセント}$$

- (2) 割引対象額は、その1月の主契約料金表に定める割引前料金といたします。

5 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。